



# 島根県報

平成27年1月16日（金）

第2,665号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の名称の変更	（ 〃 ）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（9件）	（森 林 整 備 課）	3
解除予定保安林（2件）	（ 〃 ）	7
森林法第189条の規定による告示及び掲示（3件）	（ 〃 ）	7
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	8

### 【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森 林 整 備 課）	9
建設業法の規定による営業の停止	（土 木 総 務 課）	9

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるデジタルX線テレビシステム調達及びメンテナンス業務に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	10
携帯電話回線ネットワーク中継線利用契約に係る随意契約の相手方等	（警 察 本 部）	10

**告 示****島根県告示第19号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
とみさわクリニック	松江市八幡町266-5	精神通院医療	平成27年 1月 1日

**島根県告示第20号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称		所 在 地		
変 更 前	変 更 後			
ジオ薬局春日店	クオール薬局松江春日店	松江市春日町365-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成27年 1月 1日
セラ薬局ポエム店	クオール薬局ポエム店	松江市東津田町1198-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成27年 1月 1日

**島根県告示第21号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
出雲南地区（殿川内（新田）工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成25年 3月 8日
出雲南地区（殿川内（古田）工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成26年 3月24日
出雲南地区（立久恵工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成23年 3月11日
出雲南地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成23年11月30日
出雲南地区地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成24年 3月23日
出雲南地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成24年 2月17日

**島根県告示第22号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町市木3953

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第23号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町今市1172-3、1172-4

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第24号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
江津市桜江町長谷1526
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第25号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
江津市桜江町長谷916
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第26号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
-

雲南市三刀屋町多久和133-2、133-3、135-1、136-1、136-2、137、138、141-1、141-3、142-1、143から146まで、147-1から147-3まで、148、2285-1、2286、2287、2291-9、2291-11、2291-12、2307から2310まで、3180

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第27号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町六重272-2、917-1、918-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第28号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町小馬木1003、2037、2038-1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第29号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町高峯字仙戸2077-1、2077-2、2078-2、2078-4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第30号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町蓼野1271-1、1271-3、1280続1、1474-1、1474-2、1475-1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第31号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年1月16日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町飯田4-1、681-3

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

---

**島根県告示第32号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年1月16日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町上久野1869-8

## 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

---

**島根県告示第33号**

平成26年島根県告示第682号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年1月16日

島根県知事 溝口善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
雲南市三刀屋町六重893-6	渡部宣久	雲南市三刀屋町六重1069

## 島根県告示第34号

平成26年島根県告示第692号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年1月16日

島根県知事 溝口善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
雲南市大東町下久野1205-5、1219-1、1219-2、1219-3、1219-4、1457-1、1465-1、1465-2	山本 康二	愛知県刈谷市築地町東屋敷53-1
雲南市木次町東日登1892-1、1892-2	藤井 高文	沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜335-8
仁多郡奥出雲町鴨倉361	佐貫 和夫	広島市西区井口明神1-17-2-503号

## 島根県告示第35号

平成26年島根県告示第694号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年1月16日

島根県知事 溝口善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
邑智郡邑南町下口羽3294-3、3294-4	三田 美智子	邑智郡邑南町下口羽1283-3
邑智郡邑南町下口羽3298	菅原 カツヨ	東京都世田谷区下馬町二丁目17
邑智郡邑南町下口羽3347	三上 初枝	邑智郡邑南町下口羽1160
邑智郡邑南町下口羽3349	桂原 嘉三	邑智郡邑南町矢上574-3 桃源の家
邑智郡邑南町下口羽3351-1、3351-2	織田 嘉太郎	広島市佐伯区三宅三丁目24-21
邑智郡邑南町下口羽3301	佐伯 戦次	大阪府東大阪市森河内一丁目8-23

## 島根県告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

土田東、金山、金山上、宇治、木部、上平原、土田、栃山、久保溢、大滝、三星、左ヶ山、野中、中垣内、金地、喜阿弥、下本郷、水分、多田、桜ヶ丘、旭町、遠田、中遠田、東方寺、中ノ谷中、板井川、丸茂郷、都茂上、金谷、本溢、後溢、観月、下都茂、蛇ノ久保、山郡、出合原、矢尾、半田、萩原・山根下、七村、持三郎、和又、小広瀬

## 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

## 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
67	田川 友樹 安来市荒島町2192-1	○		○	○	田川 友樹 安来市荒島町2192-1

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 処分をした年月日

平成27年 1月 6日

## 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

## (1) 処分を受けた者の商号

有限会社キョウワビルト工業

## (2) 主たる営業所の所在地

松江市比津町296-1

## (3) 代表者の氏名

宅和 里美

## (4) 許可番号

島根県知事許可（般-24）第6900号

## 3 処分の内容

## (1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する全ての営業

## (2) 期間

平成27年1月21日から同月23日までの3日間

## 4 処分の原因となった事実

有限会社キョウワビルト工業の元役員は、役員であった当時、平成24年8月から平成26年1月までの間、法定の除外理由がないのに、労働者供給事業を行う者から3名の労働者の供給を受け、同社の現場責任者等の指揮命令の下に足場組立等の労働に従事させた。

この件について、当該元役員が職業安定法違反により平成26年8月25日に松江簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年1月16日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

## 1 件名

デジタルX線テレビシステム調達及びメンテナンス業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

## 3 契約の相手方を決定した日

平成26年12月24日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

東芝メディカルシステムズ株式会社山陰支店 支店長 木本 朋哉 松江市朝日町484番地16

## 5 落札金額

(1) 調達 42,336,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) メンテナンス 13,681,368円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

平成26年12月5日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年1月16日

島根県警察本部長 福 田 正 信

- 1 件名  
携帯電話回線ネットワーク中継線利用契約
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 相手方を決定した日  
平成26年11月25日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
KDDI株式会社ソリューション中国支社 支社長 古結 義明 広島県広島市中区胡町4-21
- 5 契約金額（総価）  
31,788,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。